

2022年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社ビザスク
代表者名 代表取締役 CEO 端羽 英子
(コード:4490、東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 小風 守
(TEL. 050-3733-8513)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、監査等委員会設置会社への移行等を目的として、本日開催の取締役会において、2022年5月31日開催予定の第10期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

取締役会の監督機能を一層強化させるとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。なお、本変更の効力は、2022年5月31日開催予定の第10期定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供措置が新設されることとなり、当社が電子提供措置を導入するために、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 電子提供措置を導入するためには、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが必要であることから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供措置が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) その他全般に関する変更

条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 A種類株式 第11条の2～第11条の10 (条文省略)	第2章の2 A種類株式 第11条の2～第11条の10 (現行ど おり)
第2章の3 B種類株式 第11条の11～第11条の19 (条文省 略)	第2章の3 B種類株式 第11条の11～第11条の19 (現行どお り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集及び議長) 第12条～第12条の2(条文省略)</p> <p>3 代表取締役が事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第14条～第16条の2(条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集及び議長) 第12条～第12条の2(現行どおり)</p> <p>3 代表取締役が事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第14条～第16条の2(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役</u>は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 <u>取締役は</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は</u>、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は</u>、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 <u>取締役及び取締役会並びに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u>は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 <u>取締役は</u>、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は</u>、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は</u>、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	4 <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(取締役の報酬等) 第20条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第20条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議により定める。
第21条 （条文省略）	第21条 （現行どおり）
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により <u>取締役の中から</u> 代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。 2 取締役会は、その決議により <u>取締役の中から</u> 取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。 2 取締役会は、その決議により <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条 （条文省略）	第23条 （現行どおり）
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役及び監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに <u>各取締役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役会の決議事項について、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役会の決議事項について、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第29条 監査等委員会は、すべての監査等委員で構成する。</p> <p><u>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>4 監査等委員会に係るその他の事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u>	
<u>第28条 当社の監査役は3名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任)</u>	
<u>第29条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	
<u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(監査役の報酬等)</u>	
<u>第31条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u>	
<u>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除)
<u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>常勤監査役の選定</u>) <u>第33条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第36条～第37条 (条文省略)</u></p> <p>(報酬等) <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約) <u>第39条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第5章 会計監査人</u></p> <p><u>第30条～第31条 (現行どおり)</u></p> <p>(報酬等) <u>第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約) <u>第33条 (現行どおり)</u></p>
<p><u>第7章 計算</u></p> <p><u>第40条～第43条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第6章 計算</u></p> <p><u>第34条～第37条 (現行どおり)</u></p>
(新設)	<p>(<u>附則</u>) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第10期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年5月31日(火曜日)

定款変更の効力発生日

2022年5月31日(火曜日) ※第13条に関しては2022年9月1日